

7 学振第 2086 号
令和 8 年 2 月 13 日

関係私立学校設置者様

愛知県県民文化局学事振興課長

3 3 知事所轄学校法人が作成する計算書類に関する特例について（通知）

学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 28 号）による改正後の学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）を踏まえて、知事所轄学校法人が作成する計算書類に関する特例について、別添のとおりとりまとめました。つきましては、令和 7 年度以降の計算書類作成等に当たっての参考としてください。

担 当 私学振興室指導グループ
電 話 052-954-6186 (ダイヤルイン)
電子メール shigaku@pref.aichi.lg.jp

知事所轄学校法人が作成する計算書類に関する特例

対象	特例の内容	高等学校を設置しない法人(注1)	高等学校を設置する法人	根拠条文等(注2)	備考
会計監査人非設置法人のみ	1 徴収不能引当金の計上を省略することの可否	可	不可	第48条	
	2 第4号基本金を組み入れないことの可否	可	不可	第49条	
	3 活動区分資金収支計算書の作成を省略することの可否	可	可	第50条	
	4 基本金明細書の作成を省略することの可否	可	不可	第50条	基本金明細書を省略する場合、未組入額を確すことは禁止され、おとり、固定資産の取得年度にその取得価額の全額を基本金に組み入れなければならない。 (「※報告」)
	5 教育研究経費支出と管理経費支出を区分しないことの可否	可	可		
	6 教育研究用機器備品と管理用機器備品を区分しないことの可否	可	可	※報告	
	7 退職給与引当金の計上を省略することの可否	可	不可		
	8 単数の学校のみを設置する学校法人において、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表の作成を省略することの可否	可	可	※通知	単数の学校のみを設置する学校法人の場合、事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表は、それぞれ事業活動収支計算書と資金収支計算書と同様の内容となることから、それぞれの内訳表の作成自体を省略することができる。ただし、人件費支出内訳表の作成は省略できない。
全法人					

(注1) 専修学校・各種学校のみを設置する法人を含む。

(注2) 「根拠条文等」欄について

※第48条～第50条は、「学校法人会計基準」の条文の番号

※「報告」とは、「都道府県知事所轄学校法人における学校法人会計基準の実施について(昭和46年2月25日付け学校法人財務基準調査研究会報告)」を指す。

※「通知」とは、「私立学校振興助成法第14条第4項に基づく書類の提出等について(令和6年12月9日付け文部科学省高等教育局私学部長通知(6文科高第1457号))」を指す。